

29消安第6816号  
平成30年4月5日

独立行政法人

農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」の一部改正について

牛由来の原料を原料とする肥料については、食品安全委員会による健康影響評価を踏まえ、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）等を一部改正し、①牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料にあつては、管理措置を不要とするとともに、②牛の骨に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料にあつては、飼料規制と同様の措置を原料加工措置として定めることとしています。

このため、原料加工措置などの管理措置に係る具体的な手続を定めた「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）について、別添新旧対照表のとおり改正したので、通知します。